

## 第1回ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成26年9月26日（金）16時30分～18時15分
2. 場 所：国土交通省国際会議室（中央合同庁舎第3号館8階）
3. 出席者：杉山委員、岩貞委員、塚田委員、鳥塚委員、山下委員、原本委員代理（西脇委員欠席）、細川委員、原田委員、柴田委員
4. 議事（概要）
  - (1) 資料1の設置要領に基づいて「ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会」を自動車局に置くこととし、座長として杉山委員が選任された。
  - (2) 事務局から、資料に沿って「ナンバープレート表示の視認性確保について」を説明の後、関係団体から意見等の発表があり、意見交換を行った。

### （委員等からの主な意見）

- 小売店では既にナンバープレートカバーは販売していないが、インターネット上で販売している業者も存在しており、この先規制する場合は十分な周知を徹底すべき。
- 小売店においては、キャラクター入りのフレーム、シール等は現在も販売されているが、この位置にはかかってはならないといった具体的な数値基準があれば製造メーカーに守らせることも、それに従って仕入れを行うこともできる。具体的な基準がなくグレーになっている部分をクリアにすることが大事。
- 過去の調査において、ナンバープレートカバーの装着は視認性の阻害要因になると確認できた。透明カバーを含めたカバーの全面禁止の方向性については同じ意見であり、早急にそのような措置をしていくことに期待。
- 制度改正の方向性について合意。具体的な取り付け位置・角度等の基準策定にあたっては、欧米などの状況も確認して競争力が阻害されることの無いよう配慮が必要。
- ナンバープレートの取り付け位置や角度について一定の基準を定めることについて賛同。前回の検討会で対象外となった特殊な構造を有する大型貨物自動車については、現在も基本的な構造に変化がないことから一定の配慮が必要。
- ナンバープレートの取り付け位置等について一定の基準を定めることに賛成。既に販売済み、販売中の車両については、自動車ユーザーに負担がかかることが無いよう配慮が必要。

- ナンバープレートの劣化や破損によって視認性に支障が出る場合との整理を行うべき。
- 道路運送車両法に規定されている「見やすいように表示」という言葉がすべてを曖昧にしている。「見やすい」という表現を変えるという方向性も検討すべき。
- 経年劣化や故意によるものも含め、文字の色の濃淡について基準化できないか検討することも必要。
- 交通事故の死亡者は減少の一途にあるが、現在の数を更に減らしていくことは極めて課題が多く、そのためにはナンバープレートに不備があってはならない。誰から見ても分かるものとし、正直者が馬鹿をみることはあってはならない、悪い奴は逃さないといった観点から取り組むことが重要。

以上